

輸入小麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条第 2 項」に基づき売り渡す輸入小麦の平成 27 年 4 月期の政府売渡価格を決定しました。

1. 政府売渡価格の改定内容

輸入小麦の過去 6 か月間（平成 26 年 9 月～平成 27 年 2 月）の平均買付価格は、小麦の国際相場が、潤沢な世界在庫量見込みを背景に軟調に推移した一方で、為替相場が円安基調となったこと等から、前期に比べやや上昇しました。

この結果、平成 27 年 4 月期（平成 27 年 4 月～9 月）の輸入小麦の政府売渡価格は、政府売渡価格の改定ルールに基づき、過去 6 か月間の平均買付価格を基に算定すると、5 銘柄平均（税込価格）で 60,070 円／トン、3.0%の引上げとなります。

（単位：円／トン）

政府売渡価格	26 年 10 月期	27 年 4 月期	対前期比
5 銘柄加重平均（税込み）	58,330	60,070	3.0%

注 1：5 銘柄の内訳

・ハード・セミハード系小麦

アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング（DNS）	主にパン・中華麺用
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）	主にパン用
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（HRW）	主にパン・中華麺用

・ソフト系小麦

オーストラリア産スタンダード・ホワイト（ASW）	主に日本麺用
アメリカ産ウェスタン・ホワイト（WW）	主に菓子用

注 2：ハード・セミハード系小麦の 27 年 4 月期における政府売渡価格は、税込みで 60,390 円／トン（対前期比＋1.7%）です。

ソフト系小麦の 27 年 4 月期における政府売渡価格は、税込みで 59,440 円／トン（対前期比＋5.4%）です。

2. 政府売渡価格の算定要素の反映のあり方

輸入小麦の政府売渡価格は、平成 19 年度以降、小麦の国際相場等の動向が輸入小麦やその加工製品の国内価格に適切かつ迅速に反映されること等を目的として、過去の平均買付価格を基に算定する相場連動制を導入したところです。

このような観点から、次回（平成 27 年 10 月期）以降の政府売渡価格の改定においては、小麦の国際相場等の直近の動向が適切に政府売渡価格に反映されるよう、価格の算定期間を新価格適用開始時により近づけるよう検討いたします。

<輸入小麦に関する相談窓口>

窓口設置場所：農林水産省生産局農産部貿易業務課麦類需給班

電話：03-6744-1253（直通）

インターネットによるお問合せ：

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/d8f5.html>

<添付資料>

- ・ 輸入小麦の政府売渡価格について

お問い合わせ先

生産局農産部貿易業務課

担当者：大橋、新木

代表：03-3502-8111（内線 5012）

ダイヤルイン：03-6744-1253

FAX：03-6744-1390

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>